

ハラスメントの ない職場の 実現を めざして



職員のためのテキスト

職員のためのテキスト

もし、あなたに悩みがあるなら
もし、同僚が悩んでいたら——
「相談窓口」へ連絡してください

相談内容は
スライバシーが守られ
匿名で扱われます

最寄りの相談窓口 ▶ TEL:
もしくは ▶ 総務省消防庁
ハラスメント等相談窓口 [平日8:30~18:15] TEL:03-5253-7548

第1章 ハラスメントを知る

1. ハラスメント撲滅のために

- ハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為であり、断じて許されない行為である*。
- 消防は、人の命に関わる職務である以上、消防職員には一定程度の厳しい指導・訓練は必要なこともある。しかし、ハラスメントがあってはならないのは他の職場と同様である。一度ハラスメントが起きた職場は、当事者だけでなく職場の全員が働く意欲や自信を喪失したり、心身の健康被害に及んだりすることもある。これは、住民を守るべき消防にはあるまじき事態であり、各消防本部ではハラスメントの撲滅を通じて明るい職場の実現をめざしていく必要がある。
- ハラスメントを未然に防止するには、普段から職場内での積極的なコミュニケーションに努め、周囲のちょっとした異変などの兆候を見逃さないよう配慮することが必要である。また、上司や指導する立場の者は、いかなる状況下でも冷静沈着な対応と、常に「正しい判断を行う」意識を心がける必要がある。
- そもそも消防は、その職務の特殊性から、緊急性の高い、かつ過酷な環境下で、住民への対応も行いながらの職務遂行が求められる場合もある。一般的に過酷な環境下での職務の遂行はストレスを生みがちであり、これがハラスメントを生みやすい土壌となりうることを、職員一人ひとりの自覚を持つことが重要となる。
- 消防本部のハラスメント対策は、通常行われるべき部下に対する適正な教育・訓練・指導を妨げるものではない。各職場で日ごろからコミュニケーションに努め、適正な職務の範囲から外れていないかを、何がそうでないのか、その範囲を明確にする取組みを行うことによって、適正な教育・訓練を行っていくことが有効である。

*「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について」から抜粋（平成29年7月、総務省）

2. 職場のハラスメントとは何か

- 職場のハラスメントには20~40種類があるといわれているが、本書では発生頻度の多いパワーハラスメント（パワハラ）、セクシュアルハラスメント（セクハラ）、マタニティハラスメント（マタハラ）について、主に言及していく。

◆主な職場のハラスメント

種類	定義	ポイント
パワーハラスメント	業務のうえで適正な範囲を超えた指導で、当事者が人格や人権を傷つけられたときの発言や行動を指す	職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に行われることが多い
セクシュアルハラスメント	性的な嫌がらせで、働く人の個人としての尊厳が傷つけられる行為を指す。男女ともに対象となりえるし、「同性に対するもの」と「性的指向または性自認、性的少数者(LGBT)」*も含まれる	当事者が「性的指向または性的自認」をしていても、差別的言動を受けたと思えば、対象となる
マタニティハラスメント	職場での妊娠・出産・育児休業等を理由とした嫌がらせを指す	制度の利用や身体の状態を尋ねることは問題とならない

雇用管理上の問題となるハラスメントの定義

職場や職務において行われた言動が、当事者・周囲が「不快・つらい」「意に反する」「苦痛」と感じたならば、これは職場のハラスメントの可能性がある。

雇用主への義務化

2018年1月施行の「改正男女雇用機会均等法（第11条の2）」により妊娠・出産等に関する言動に起因する雇用管理上の措置、「改正育児・介護休業法（第25条）」により育児休業等に関する言動に起因する雇用管理上の措置が義務づけられている。

- パワハラが発生しやすい職場とは当事者間にコミュニケーション・ギャップがあることが多い。そこで日ごろから円滑なコミュニケーションに努め、職場のちょっとした異常にも気づくことのできる環境を整えていく必要がある。

*LGBTとは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、心と体の性が一致しないトランスジェンダー（性別越境者）の4つの頭文字からなる言葉である。差別に対する法的保護はないが（一部の市町村の条例による保護はある）、差別は人権擁護の点からもやってはならない。見た目のからかい、中傷も厳禁となる。☞詳細は16P参照

3. 日常の職場のパワハラとは

- 職場におけるパワハラとは、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えたものが多い。それを拒否するなどの対応によって、当事者が「不利益を受ける」ことや「職場の環境が不快なものとなり職員の能力の発揮に悪影響が生じる」ことを指す。

- パワハラには、6つのパターンと3つの特徴がある。

◆パワハラ6つのパターン

1. 身体的な攻撃 (暴行や傷害)	たたく、殴る、蹴るなどの暴力行為。物や書類を投げつける。壁に向かって投げるなど、身体に当てなくとも、暴力的な威嚇行動など
2. 精神的な攻撃 (脅迫や暴言)	同僚の前で叱責、他の職員を宛先に含めてメールで罵倒。必要以上に長時間にわたり繰り返し叱責する。「バカ」「のろま」「アホ」などの言葉を毎日のように浴びせる。「やめてしまえ」「クビにするぞ」など地位を脅かす言葉、「おまえは人として最低だ」「無能」など侮辱、名誉毀損にあたる言葉など
3. 人間関係からの切り離し (無視、仲間外し)	1人だけ別室に離される、強制的に自宅待機を命じられる、課全体の歓送迎会やミーティングに1人だけ入れない、話しかけても無視されるなど、明らかな仲間外れ行為など
4. 過大な要求 (業務上明らかに不要な事、遂行できない業務の任命、仕事の妨害)	能力や経験を超える無理な指示で、他の職員よりも著しく多い業務量を課す。業務上のささいなミスについて見せしめ、あるいは懲罰的に、就業規則の書き直しや始末書の提出を何枚も求めるなど
5. 過小な要求 (能力や経験とかけ離れた程度のより低い仕事の任命、仕事を与えない)	いわゆる“仕事を干す”行為。業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた低い仕事を命じることや、仕事を与えないなど
6. 個の侵害 (プライベートなことへの過度な立ち入り)	有給休暇の取得理由を執拗に尋ねたり、内容によっては取得を認めない、プライベートについてしつこく尋ねる、飲み会への参加強要、服装や見た目を人前でからかうなど。また、管理職としての権限を利用して私的なことに立ち入り、不適切な発言を行うなど

出典：厚生労働省「職場のパワハラについて」<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126546.html>

◆パワハラの一般的な特徴

	パワハラの特徴	注意点(*は例)
1	相手の人格や尊厳を傷つける発言によって、相手に著しい精神的苦痛を与えること	*ちよつとしたミスなどに対して、「死んでしまえ!!」「君にはできない!!」「早く辞めろ!!」などの暴言
2	パワハラは1回だけの行為ではなく、継続的に繰り返し行われる行為であることが多い(ただし、1回怒鳴られるのはパワハラとは言いにくい)	怒鳴られる側が著しい精神的苦痛を感じ、その職場環境が害されている場合はパワハラに該当する
3	パワハラ的な言動が日常茶飯事に行われている職場であると、この状態に職員が慣れ、感覚がマヒしやすい	パワハラを防止するには、常にパワハラ的な言動に敏感であることが重要であり、上司・部下ともに、身の周りで起きないよう日ごろから心がける

出典：金子雅臣著『パワハラ・いじめ職場内解決の実践的手法一放っておくと会社の責任!』(日本法令)をもとに作成

- ハラスメントは誰もが許されないことと認識しつつも、被害を受けた者が職場の人間関係や上下関係への配慮から我慢することも多く、結果として表面化せず、かえって被害が深刻化するケースも多い。

- 一方、当事者が不満・不愉快だと感じて、適正な範囲の指導ならばハラスメントにはならない。つまり、その指導や叱責に「業務上の必要性」があるのか否かがポイントである。

パワハラと認められる行為とは?

- 指導の適正な範囲を逸脱しているもの 適正な職務から外れているもの
- 本人に認識がなくても、人権を侵害し、就業環境を悪化させるもの

4. 職場交流で起こりやすいセクハラ・マタハラ

- セクハラは判断基準は多様な状況が想定されるため、個別の状況を判断しつつ、当事者の主観を重視するケースが多い。一般には、当事者に「強い精神的苦痛」を被る場合は、1回でも「就業環境を害する」ことになる。また、継続・繰り返し行われた場合は、「明確な抗議をしているにもかかわらず放置された状態」または「心身に重大な影響を受けていることが明らかでない場合は就業環境を害すると判断される。また、男女の認識の違いに考慮して、平均的な女性(もしくは男性)の感じ方を基準にすることが多い。「セクハラ指針」*では同性、LGBT(P16参照)の人たちにも配慮を定めている。

*厚生労働省「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置についての指針」

◆セクシュアルハラスメントの2パターン

対価型 セクシュアルハラスメント	個人の意に反する性的な言動に対して、拒否・抵抗したことにより配置転換などの不利益を受けること(労働契約の更新の拒否、昇進昇格対象からの除外、不利益な配置転換などが行われたとき)
環境型 セクシュアルハラスメント	個人の意に反する性的な言動に対して、職場の環境が不快となり、働くうえで支障が生じること

出典：厚生労働省「セクシュアルハラスメント対策に取り組む事業主の方へ」
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/04_1.pdf

- マタハラでは、妊娠した女性を対象のハラスメントである。1回であっても「不利益な取り扱いを示唆する」言動は禁止となり、「情報を与えない」「会議に参加させない」などの行為、継続的な嫌がらせを上司だけでなく同僚も行った場合はその対象となる。

マタハラに該当しない言動とは?

- 「制度の利用」に関する言動
上司が育児休業を取得する期間を聞くことへの言動/業務状況を考慮して「妊婦健診の日程」の調整を依頼する言動/部内メンバーの休暇調整をする言動など
- 「状態」に関する言動
上司が長時間労働の妊婦に対して、業務分担の見直しなどを相談する言動/上司・同僚が、業務量の負担に配慮する言動/上司・同僚が、つわりなどで体調が悪いときに配慮する言動など

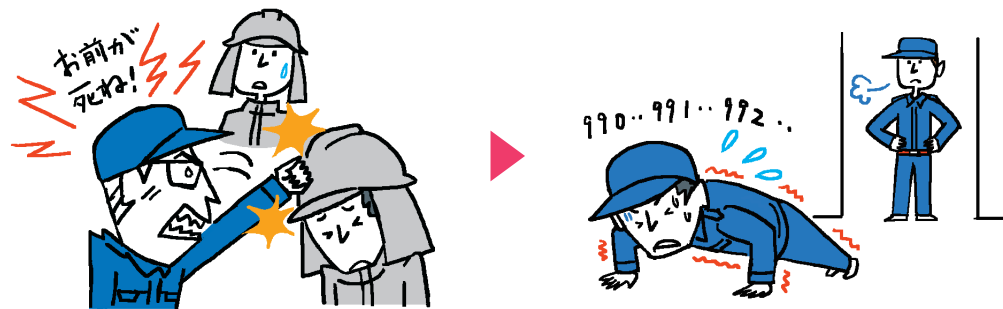
第2章 事例に学ぶ

本事例は多様な価値観をもつ人々を理解するために学ぶものです。事例1、事例2ともに、年齢や立場の異なる4~5人を1組として、それぞれの立場を演じてみましょう。そのうえで、「解説」に示したような方法で職場での話し合いをするとよいでしょう。

事例1 上司と部下のパワハラとは

訓練時に、ミスの多い若手職員A。これまでも同様のことがあり、叱責されることもしばしば。しばらくは頑張っていたが、今日の訓練ではミスを連発。また最近、隊長や先輩に指導されると、黙りこくってしまうことがある。その態度は反省しているようには見えず、投げやりにも見える。こうした対応には、周囲の者もハラハラしながら見守っている。

Aの態度に、隊長は我慢の緒が切れたように、訓練時にヘルメットをガツンと2度叩き、「にぶいな。仲間を巻き添えにするぞ、お前が死んでしまえ!」と怒りを爆発させた。その後も人格を否定する言葉を投げかけるなど興奮が収まらず、それは休憩時間でも続き、「腕立て1,000回やれ」と言い、若手職員Aは休憩時間もその指示に従っていた。



【三者の言い分】— それぞれの視点で考える



◆若手A

この訓練は前々から苦手だし、昨日から体調も悪い。そのうえ隊長にミスを指摘されると、ドキドキは倍増する。周囲の同僚も「お前のせいで、訓練が長引いている」という感じで私を見ており、緊張感からさらにミスをしてしまう。自分でも情けないなあ、と思うが、皆の前で「にぶいな。仲間を巻き添えにするぞ、お前が死んでしまえ!」と言われるとつらい。この訓練の「設定時間」は他の隊より短く、その理由も説明してくれないため、納得できず、思わず隊長に反抗的な顔つきをしてしまう。このまま仕事を続けられるだろうか。我慢しろと諭す先輩もいて自分なりに頑張ってはみるが、なんだか職場の雰囲気にもついていけない。訓練以外のときも「バカやろう!」と言われるとビクッとす。最近、隊長の言葉が頭に入って来ないことが多い。



◆上司

Aの態度はやる気がないと見え、指導すると反抗的な目つきや「しかし、…」と口ごたえや質問に質問で返してくるため、イライラする。他の管理職の何人かも、その態度を気にしていた(全員ではない)。そのため、つい過度な叱責をしてしまう。また、あの訓練では「〇〇秒をクリア」しないと、重大事故につながりかねないと私の経験から設定したものだ。それゆえ休憩時にも、事の重大さを理解してもらおうと始めた叱責が、「挨拶の音が小さく、態度も悪い」と、別のことも目につき、「腕立て1,000回」を命じた。私もそのように育ってきたので、この指導は正しいと思っている。



◆同僚

隊長は真面目で厳しい指導でも有名な人。班のメンバー全員が、Aと隊長との関係を口出しできない雰囲気になっている。訓練だから叱責で済むが、火事の現場で訓練内容ができないと命を危険にさらすことになるのもわかる。でも、隊長の設定時間は他の隊より明らかに短くおかしいと思うこともある。指導の範囲を超えていると思う。

1 皆で考えてみよう!

《みんなで検討する場合》話し合いの進め方

- ▶ 司会1人を決めてください
- ▶ 話し合いの時間を決めてください(約20分程度が目安)
- ▶ 意見を記録するホワイトボード、模造紙と付箋等を用意してください

2 皆で討議してみよう!

このようなことが起こらないためには、各自の「してはいけないこと」、「見直すべき点」や「〇〇のあり方」を検討してみましょう。

* 必要な場合は、消防本部としての「統一ルール化」「仕組み化」などについて検討していくとよいでしょう

もしも、ハラスメントを受けたときは… → ハラスメントを受けたときの対応は、14P~を参照してください

検討の視点(メモ欄)

上司/隊長の指導方法、態度は…

上司/隊長の上長の指導方法、態度は…

若手職員Aとしての態度、姿勢は…

同僚としての態度、姿勢は…

事例1解説

上司と部下のパワハラについて

各自の「あり方」から、ハラスメントのない職場の実現をめざすための求められる言動を学びます。

上司／隊長としての「あり方」

● 暴言・暴力はNO! 適切な指導の範囲で行うこと

指示命令と服従が必要な業務では常に厳しい訓練はつきもの。だが、上司であっても**指導や訓練でも暴言・暴力は正当化されない**。上司としての指示は業務指示の適正な範囲で行うとともに、自らの感情をコントロールしてあたりよう。

- すべての指導は、法令や、規則、規範によって行われているかを確認して指導しよう
【遵守すべきこと】 安全配慮義務 職場環境配慮義務
- 暴力での指導は行わない（傷害罪等になる可能性）
- 部下の人格や尊厳を否定する言葉を遣わない（人権侵犯になる可能性）
- 指導は業務時間内でしょう（しつこくせず、効果的な回数で）
- 訓練回数や設定時間等は、適正な範囲／組織の基準で実施しよう（過大な要求になる）
 →組織で決めた時間や回数を検討するとよい（決まっていない場合は決めるとよい）

● 部下に合わせた指導が大切

部下の資質・能力に合わせて指導すること。指導・教育の受けとめ方は、価値観やこれまでの家庭・教育環境によって異なることを踏まえて、一律な指導法にこだわらず部下の個性に合わせて常に改善していく。

- 各種訓練や指導の意義や必要性をきちんと伝えよう
 →人間は求められる行動の意義や必要性が明確なほうが、納得性が向上するため、「なぜ、必要であるか」「なぜ、改善してほしいか」を伝えよう
- 相手の理解度を確認してから指導しよう
 →コミュニケーションは上司から部下への一方通行では成り立たない。重要なことは、部下の理解度（受容度）であり、上司の指導についての理解度を、「～についてはどう思うか」など、相手の意見を確認する問かけ方法で確認するとよい（「わかったか？」等の質問は、「はい」「いいえ」の選択しかできない回答となり、実質的に「はい」を強要してしまうため）

さらにこんな方法も!

《怒りを抑える技法》

●怒りを感じたら自らをコントロール
 イライラしたら深呼吸して“6秒”数え、その場を離れる（怒りは、自動思考による認知のくせから生まれる2次感情なので、間を置くことでコントロールできる）

●自分のこだわりを見直してみる【完璧主義ではないか／決めつけていないか】

● 部下の心身の影響を配慮した指導をする

- 部下の体調を確認して対応しよう（上司の役割）
- 人格否定や働く意欲を阻害すると、心身に及ぼす影響があることを常に意識した言動をしよう

上司／隊長の上長としての「あり方」

● 自分の所管の状況を定期的に確認する

自分の所管の長として、管理職や一般職員との意見交換や定期的な現場視察を行おう。

組織としての「あり方」

● 組織で定められたスキル基準の設定

組織として定めている等級に求められる能力・スキルの基準を明確にして、指導の指針として、逸脱しないように周知徹底する。

● 組織で定められた訓練回数（上限）や方法の設定

腕立て伏せ等の体力訓練などは、組織としての回数（上限）を決め、訓練の範囲として行う方法もある（参考：時間未達等の場合に「隊長も含む隊全員で腕立て伏せ」を行い、個人への過大な要求がされないようなルール化もしている組織もある）。

部下（若手職員A）としての「あり方」*

● 誤解されるような日ごろのふるまいになっていないかを確認する

- 理由なく反抗的な口調、顔つき・しぐさなどにならないようにしましょう
- 「しかし…」「でも…」「だって…」という前に、率直に聞き返すようにしましょう

● 自分を信じて、態度はハキハキとする

- 自信のなさそうな態度や話し方をしないようにしましょう
- いつも「私の仕事ではない」「できない」と言って、自己能力を否定しないようにしましょう

● つらいときや体調が悪いとき、もし苦手意識があるなら相談しよう

- 我慢をせず伝えることも大事で、積極的にコミュニケーションをとろう

● 聞くこと、伝えることが大切

- わからないことは、相手が冷静なときに確認しよう
- 「ホウレンソウ（報告・連絡・相談）」はこまめに行おう
- 自分が間違ったときは素直に認めよう

*本事例では、基本的に若手職員Aに落ち度はないが、誤解を受けやすい態度や姿勢を見直すことで、被害を防ぐことができたかもしれないという点から考えてみる。一般的なあり方の例を示すので参考にしてほしい

同僚としての「あり方」

● 同僚として注意を払って、仲間を支援しよう

- チームメンバーとして、訓練への支援、サポートをしよう
- 仲間にはラスメント等で困っている人がいたら、その人に声を掛け相談にのってあげよう
- 隊長（当事者）の上司に状況を伝える、または隊長に適正な指導の範囲を超えていることを伝える
- 相談窓口で状況を伝えよう

事例2

セクハラからパワハラへ発展する

年齢や立場の異なる4~5人を1組として、それぞれの立場を演じてみましょう。そのうえで、「解説」に示した方法で職場での話し合いをするとよいでしょう。

総務課の女性職員Bは事務処理力も高く、住民対応もしっかりしている。ある祝賀会の席で、上司の総務課長が仕事の進め方の話に熱が帯び、Bの背中や肩を触っている。周囲は「また、やっているよ」とあきれ顔だった。じつと我慢していた彼女が、太ももを触られた瞬間、「やめて!」と大声を出した。一瞬凍つく宴会場、その場は全員で何となく取り繕った。

その翌日からの課長の態度は一変した。彼女が主担当である消防訓練の企画や幼稚園への防火指導などを他の担当者に代え、あまり必要性のない台帳整理業務をさせ、ほぼ毎日、別棟の倉庫の中の机で1日を過ごすことになった。彼女は日に日に仕事や職場の仲間から切り離され、2カ月も経つころ休みがちになった。



【三者の言い分】— それぞれの視点で考える



◆女性職員

仕事の話なら職場でしてほしい。それと、身体を触られるのは気持ち悪い、絶対許せません!! 私も、大声を出したのは大人げないかもしれないが、課長の謝罪もなかった。また翌日から理由もなく担当業務をはずされ、別棟で必要性の少ない台帳整理をすることになったことには納得できません。私の担当を引き継いだ人が質問しようとしても、私に質問に行くと言われていたようだった。また、周囲も腫れ物に触る感じて私を避けて話し相手にもなってくれない。私は消防の仕事が好きで幼稚園の園児への防火指導も工夫してやろうと思っていたのに…。精神的につらく、出勤できなくなり、精神科に通院しています。



◆総務課長

コミュニケーションのつもりで、ついつい触ったのは悪いとは思うが、セクハラとまでいかないと思う。これまでも若手職員にはよくやってきたスキンシップのつもりだった。この女性職員Bはいつも頑張っているのも、もっと指導してやりたいという気持ちになったからだ。それなのに大声を出されて私のメンツを潰された。担当変更は、課長の職務指示の範囲と考える。台帳整理業務も本課の事務分掌のひとつである。



◆同僚

部門唯一の女性で優秀なので、課長が指導したい気持ちはわかるのだが、仕事の指導ならボクらも勤務時間内でしてほしいな。しかも、酒の勢いを借りてボディタッチしながらはたまにはありえない。しかし、課長に男性職員である僕らが意見するのは、なかなか難しい。その後、課長はことあるごとに「メンツを潰された」と言っていたし。

1 皆で考えてみよう!

《みんなで検討する場合》話し合いの進め方

- ▶ 司会1人を決めてください
- ▶ 話し合いの時間を決めてください(約20分程度が目安)
- ▶ 意見を記録するホワイトボード、模造紙と付箋等を用意してください

2 皆で討議してみよう!

このようなことが起こらないためには、各自の「してはいけないこと」、「見直すべき点」や「〇〇のあり方」を検討してみましょう。

* 必要な場合は、消防本部としての「統一ルール化」「仕組み化」などについて検討していくとよいでしょう

もしも、ハラスメントを受けたときは… → ハラスメントを受けたときの対応は、14P~を参照してください

検討の視点(メモ欄)

総務課長の指導方法、態度は…	上司/隊長の上長の指導方法、態度は…	組織として決定すべきこと…
女性職員Bとしての態度、姿勢は…	同僚としての態度、姿勢は…	

事例2解説

セクハラからパワハラへ発展する

各自の「あり方」から、ハラスメントのない職場の実現をめざすための求められる言動を学びます。

上司／総務課長としての「あり方」

● 身体接触はNG!

- ・ 訓練など業務に必要な場合や緊急時以外での身体への接触は、上司であっても行わない
- ・ 性的マイノリティであるLGBTへの配慮はもちろん、同性同士であっても気をつけたい
→ 肩を軽くたたく等の一般的なスキンシップが通用するのは、「互いの信頼関係」があるときのみ

● 業務指導は業務時間内を基本とする

- ・ 上司として部下指導等は基本的に業務時間内で行おう
- ・ 業務時間外で指導する場合には、相手の意思を確認してから行おう
→ 「Bさん、〇〇の件で助言したいのだが、いま話してよいか？ それとも明日の業務時間はどう？」など

● 自分に「非」がある場合は、まずは謝罪する

- ・ ボディタッチなど、相手に不快な思いをさせた場合は、上司であっても謝罪が基本である

● 精神的暴力（人間関係からの切り離し、過大な要求、過小な要求）もしてはならない

- ・ 自分の「非」を認めて、Bさんへの業務を変更しないようにしよう
→ セクハラは許されない行為であり、その行為を面前にさらされたことへの報復的な対応はパワハラとなる
→ 仲間外れや別の場所などで執務をさせるのは『人間関係からの切り離し』、理由もなく担当を変え、多くの業務をさせることは『過大な要求』、逆に必要性の少ない業務をさせることは、『過小な要求』でパワハラとなる

上司／総務課長の上長としての「あり方」

● 宴席にいた場合には、個別指導をする

- ・ セクハラの実場に遭遇したなら、総務課長（当事者）へ指導し、翌日にすぐに謝罪や、報復しない等の事後対応と未然防止を行おう

● 幹部、複数所属を管理する上長は職場訪問をする

- ・ 幹部や複数所属を管理する管理職は、定期的に職場を訪問し、職場の雰囲気を確認しよう
- ・ 一般職員等に声がけをして、何か問題はないかを尋ねたり、何かあれば相談してくるよう積極的に伝えよう

部下（女性職員B）としての「あり方」

● 宴席にいた場合、嫌なことは伝えよう

- ・ 宴席でトイレ等を理由に離席し、席を替わる
- ・ 一度、離席し、同僚、先輩に状況を伝え、一緒に会話に加わってもらい、話題を変える

* 本事例では、基本的に女性職員Bに落ち度はないが、誤解を受けやすい態度や姿勢を見直すことで、被害を防ぐことができたかもしれないという点から考えてみる。一般的なあり方の例を示すので参考にしてほしい

同僚としての「あり方」

● 同僚として、周囲の動きを意識し、支援しよう

- ・ セクハラは、上司への助言、セクハラが行われそうな状況を改善するなど、同僚が支援できることが多くあるため、積極的に行動しよう

【セクハラ】の場面をみたら

- ・ 総務課長に、そのままでは「セクハラ」になることを、さりげなく伝えよう
- ・ 席を替わってやるなどの回避策をとろう
- ・ 総務課長の上長や同僚が同席している場合は、さりげなく状況を伝え、指導してもらおう

【パワハラ・人間関係の切り離し】の場面をみたら

- ・ 総務課長（行為者）の上長に状況を伝えよう
- ・ 相談担当者に状況を伝えよう



第3章 ハラスメントに対処する

1. ハラスメントが起きたときの職員の対応

あなたは独りではない。心のうちを聞いてくれる人が必ず周囲にはいるもの。もし「ハラスメントにあった」と思ったら、まず気心の知れた友人や同僚に相談、それが難しいなら、次に近くの「相談窓口」に連絡してみよう。

1. ハラスメントの確認と記録化

【パワハラの場合】

- 上司の指導がその範囲を超えていないかを確認する【**指導か、パワハラかの確認**】
 - ・ 当事者に指導の範囲を超えたハラスメントではないかを確認しよう
 - ・ ハラスメントを無視したり、受け流しては、職場環境の改善はされない
- 同僚や気心の知れた友人に確認しよう【**客観的にパワハラかを確認**】
 - ・ 上司の言動がハラスメントであるかを客観的に判断できる人に確認しよう
 - その際、同僚や友人から指摘されるような自分の言動に問題点があったなら、素直に認めよう
- 記録を残そう【**事実を明確にする**】
 - ・ 日時、場所、具体的なやりとり、誰がいたかなど記録しておこう

【セクハラ・マタハラの場合】

- 嫌なことは、嫌だという【**相手に注意や抗議の意思表示**】
 - ・ 相手にハラスメントであることを明確に伝えよう（まずは当事者にさりげなく）
 - ・ ハラスメントを無視したり、受け流しては職場の改善されない
- 職場で話し合おう【**周囲の理解者を増やす**】
 - ・ 不快に思っている仲間と一緒に申し入れをするのもよいだろう
- 記録は残す【**事実を明確にする**】
 - ・ 日時、場所、具体的なやりとり、誰がいたかなど記録しておこう

2. ハラスメントを受けている状況を改善する行動

- 当事者である上司との関係があまり悪くなく、単発のパワハラの場合は、上司にハラスメントであることを伝えよう【**上司に心のうちを伝える**】
 - 自分の言動にも問題があることを他者にも指摘されている場合は、そのことも上司に伝え、互いに改善しよう

- 上司(当時者)の上司が解決してくれることが期待できる場合は、上司(当時者)の上司にハラスメントであることを伝えよう【**上司の上司に伝える**】
 - 自分の言動にも問題があると指摘されたなら、そのことも上司に伝え、互いに改善しよう
- 上司に伝えても改善が期待できない場合や傷害などが明確な事案の場合は、相談窓口に連絡しよう【**相談窓口につながる**】

2. ハラスメント事案とその処分例

ハラスメントはあってはならないことであり、加害者に厳しい処分がなされるときもある。以下に、その処分例を挙げる。

◆ハラスメント事案とその処分例

事案例	処分
1 「上官の地位を利用して性的関係を強要しつづけた」として、元非常勤女性隊員が損害賠償を求めた。	880万円（東京高裁判決）
2 「死ね」「辞めろ」と暴言・殴るなど部下29人に対して、この数年間、パワハラを行う。被害者の1人は依願退職。	免職
3 消防職員13人が集団で数年にわたり、約30人の同僚にパワーハラスメント行為を繰り返していた。	懲戒免職ほか
4 勤務中に部下の顔を殴ってけがをさせ、消防救助技術大会での成績不振を罰金として1万円脅し取り、「上司に報告したら報復する」「死ね」「辞めろ」などの暴言を繰り返した。	分限免職
5 ミスをした部下に対して、約1年にわたり「クビ」「小学生でもできる」と暴言、「指導で迷惑」をかけられたとして部下に遊興費44,000円を払わせた。	停職6カ月
6 当直中の休憩時間に、女性職員に肩や腰をもませるセクハラ、パワハラを繰り返した。	停職3カ月
7 部下に暴言を繰り返し、上司に対しても怒鳴る等の行為があった。	停職2カ月
8 市の総務部長は、会議資料が不十分だとして何度も資料を再作成させ、さらに「ぶっとばすぞ」と暴言を吐き、部下は精神的疾患で2カ月の療養。	停職2カ月、市長らに減給
9 約1年にわたり、職場や飲食店で女性の肩や腰を触り、「嫁にしてやってもよい」と言っていた。	停職1カ月
10 部下の女性職員に対し、SNSメッセージにより不適切な文章などを数回送信し、本人に不快感を与えた。	戒告
11 【裁判例】上司から休日明けの出勤日に「昨夜遊びすぎたんじゃないの」、勤務中に「頭がおかしいんじゃないの」などと言われ、被害者は会社を相手どって損害賠償訴訟を提起。	会社が慰謝料50万円、逸失利益手取り6カ月分、弁護士費用20万円支払い
12 【裁判例】上司の指導監督に付随した反省書を3カ月間に10通作成させられたため、被害者は、めまい、手足に痺れが出て、医師から10日の休養と治療を言いわたされ12日間の欠勤。	会社に減額賃金5万円、上司は慰謝料15万円の支払い

同じような事案でも、異なる状況下では処分の違いがあるので注意
出典：上記事案1～6は一般社団法人 職場のハラスメント研究所代表理事の金子雅臣氏が新聞情報（消防本部に関わるもの）をもとに作成、上記事案11～12は新聞情報をもとに民間企業の例より作成

【参考】LGBTを知る

●性的指向(Sexual Orientation)とは

「性的指向」とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。

●性自認(Gender Identity)とは

「性自認」とは、性別に関する自己意識のことをいう。

●性的少数者とは

「性的少数者」とは、性的指向あるいは性自認に関するマイノリティのことを指す。そのうち一部の人のアイデンティティに関する言葉の頭文字が「LGBT」である。

L: Lesbian (レズビアン/女性同性愛者)

同性を好きになる女性

G: Gay (ゲイ/男性同性愛者)

同性を好きになる男性

B: Bisexual (バイセクシュアル: 両性愛者)

性別に関わらず、異性を好きになることもあれば同性を好きになることもある人

T: Transgender (トランスジェンダー: 性別越境者) 生まれた時に法律的/社会的に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人(医療行為を受けるためには性別違和・性同一性障害の診断を受ける必要がある)

●理解の促進を図るために

民間調査(日本労働組合総連合会調査、2016)によると、性的少数者は8%というデータがある。見た目やしぐさでは判別できないことがある。また、日本では家族や友人にも公表できない人が多いなか、職場で公表することは非常にハードルが高いと言われていいる。「自分の職場にはそうした人はいない」と考えるのではなく、当事者が周囲に「伝えていない」こともあり得ると認識すべきである。

●セクハラになり得る言動

性的指向や性自認に関し、セクハラになり得る言動例として、「性的指向や性自認をからかいやいじめの対象とすること」を挙げている。これらの行為は悪意であり、また、「ホモ」、「オカマ」などと人格を認めない呼び方をすることや嫌悪感を表す言動が、「性的指向や性自認に関する偏見に基づく言動」に該当することは明らかである。

一方、実際には、必ずしも偏見に基づくものとは言えなくとも、性的指向や性自認に係る言動が誰かを不快にさせることもあり得る。周囲に「伝えていない」当事者は、偏見に基づく言動はもちろんのこと、こうした言動を見聞きして不快に感じて声も上げづらいと考えられるため、職場の仲間を傷つけることがないように、職員一人ひとりが性的指向や性自認について学び、個々の職員が能力を最大限に発揮できる環境をつくりあげていくことが重要である。

【注意すべき言動の例】 *これだけに限らない

注意すべき言動例として、次のようなものがある。

- ・「昨日のテレビで同性愛者の店が出てきたけど、ああいうのって、生理的にムリ!」
- ・「いまの人って、男? 女? どっちだかわかんないよね!」
- ・「いつまでも結婚しないと、ソッチの人だって思われるぞ!」
- ・「同性愛とか性同一性障害とか、ここにはそんな人いないよね?」

その他、男らしさ、女らしさに関する決めつけ、結婚、恋愛、子育てを前提とした話題などにも、LGBT当事者はより敏感な傾向がある。

MEMO

MEMO

MEMO